

第 71 号議案

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務専決規程（平成 21 年滋賀県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 23 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正

別表第 1 事務局における共通事項の表 18 の部中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、10 の項から 22 の項までを 1 ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務専決規程」の一部改正について

1 改正の理由

・令和4年4月1日から、教育委員会事務局各課（本庁所属に限る）における給与および旅費の支給その他総務事務の一部を総務事務・厚生課に移管することとなった。

上記移管事務の中に、児童手当の支給に関する事務があり、当該事務は規則にて知事から教育委員会に委任され現在の権限は教育委員会にあるが、教育委員会事務局の総務事務集中化により委任を受けていた事務を知事の権限に戻すため必要な改正を行う。

2 主な改正内容

・事務局における共通専決事項の「18組織および人事管理に関する事務」のうち、「8 職員の児童手当の受給資格および児童手当額の認定ならびに児童手当額の改定」を削除（別表第1関係）

3 施行日

・令和4年4月1日

滋賀県教育委員会事務専決規程新旧対照表

旧							新									
第1条～第10条 省略							第1条～第10条 省略									
別表第1 事務局における共通専決事項							別表第1 事務局における共通専決事項									
事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要	事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要	
				教育次長	課長	係長						教育次長	課長	係長		
(省略)							(省略)									
18 組織 および 人事管理に関する事務	1～7 省略							18 組織 および 人事管理に関する事務	1～7 省略							
	8 職員の児童手当の受給資格および児童手当額の認定ならびに児童手当額の改定					○	総括補佐が置かれる場合においては、総括補佐の専決とする。		(削除)							
	9 職員の給与の支給に関する諸報告					○	総括補佐が置かれる場合においては、総括補佐		8 職員の給与の支給に関する諸報告					○	総括補佐が置かれる場合においては、総括補佐	

						の専決とする。
10 職員の旅行の命令						
(1) 教育長に係るもの	○					
(2) 教育次長に係るもの	○					
(3) 事務局の課長職 (課長および主席 参事(教育委員会訓 令により設置され る室に置かれる室 長を兼ねる場合に 限る。))に係るもの		○				
(4) 事務局のその他 の職員に係るもの			○			
11 教育機関の長の 県外旅行および外 国旅行の承認		○				
12 証人等の旅行の 依頼			○			
13 職員の時間外勤						

						の専決とする。
9 職員の旅行の命令						
(1) 教育長に係るもの	○					
(2) 教育次長に係るもの	○					
(3) 事務局の課長職 (課長および主席 参事(教育委員会訓 令により設置され る室に置かれる室 長を兼ねる場合に 限る。))に係るもの		○				
(4) 事務局のその他 の職員に係るもの			○			
10 教育機関の長の 県外旅行および外 国旅行の承認		○				
11 証人等の旅行の依 頼			○			
12 職員の時間外勤務						

務および休日勤務の命令					
(1) 教育次長に係るもの		○			
(2) 事務局の課長職（課長および主席参事に限る。）に係るもの			○		
(3) 事務局のその他の職員に係るもの				○	
14 職員の年次有給休暇の届出の受理および時季変更権の行使、特別休暇、職務に専念する義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年滋賀県条例第16号）第2条第2号の規定に係るものおよび同条第3号の規定に係るもの）					

および休日勤務の命令					
(1) 教育次長に係るもの		○			
(2) 事務局の課長職（課長および主席参事に限る。）に係るもの			○		
(3) 事務局のその他の職員に係るもの				○	
13 職員の年次有給休暇の届出の受理および時季変更権の行使、特別休暇、職務に専念する義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年滋賀県条例第16号）第2条第2号の規定に係るものおよび同条第3号の規定に係るもの）					

ち勤務軽減措置に関するものに限る。)その他サービスの承認					
(1) 教育長および教育機関の長に係るもの	○				
(2) 教育次長に係るもの	○				
(3) 事務局の課長職(課長および主席参事に限る。)に係るもの		○			
(4) 事務局のその他の職員に係るもの			○		
15 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第19条の規定に基づく職員の部分休業の承認および承認の失効等に係る			○		

ち勤務軽減措置に関するものに限る。)その他サービスの承認					
(1) 教育長および教育機関の長に係るもの	○				
(2) 教育次長に係るもの	○				
(3) 事務局の課長職(課長および主席参事に限る。)に係るもの		○			
(4) 事務局のその他の職員に係るもの			○		
14 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第19条の規定に基づく職員の部分休業の承認および承認の失効等に係る			○		

措置					
16 職員の特別休暇の承認報告				○	
17 職員の表彰に係る内申の決定			○		
18 職員の長期(おおむね20日以上のもの。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)の規定に基づくものを除く。)の研修派遣の決定	○				
19 職場研修の実施および推進				○	
20 その他職員の人事、給与、服務、研修および福利厚生に関する内申、申請・届等			○		
21 公用自動車の使用承認				○	
22 職員の兼職承認の副申					

措置					
15 職員の特別休暇の承認報告				○	
16 職員の表彰に係る内申の決定			○		
17 職員の長期(おおむね20日以上のもの。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)の規定に基づくものを除く。)の研修派遣の決定	○				
18 職場研修の実施および推進				○	
19 その他職員の人事、給与、服務、研修および福利厚生に関する内申、申請・届等			○		
20 公用自動車の使用承認				○	
21 職員の兼職承認の副申					

7	教育財産の4日以上の使用または異例に属する使用の許可(第15条第3項)	○				
8	3から7までのうち軽易なもの		○			
2	知事への報告(滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例(平成28年滋賀県条例第17号)第4条)			○	教育総務課 教職員課	
以下 省略						

7	教育財産の4日以上の使用または異例に属する使用の許可(第15条第3項)	○				
8	3から7までのうち軽易なもの		○			
2	知事への報告(滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例(平成28年滋賀県条例第17号)第4条)			○	教育総務課 教職員課	
以下 省略						

職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則新旧対照表

旧		新	
省略 別表		省略 別表	
人事委員会事務局の職員	人事委員会事務局 長	人事委員会事務局の職員	人事委員会事務局 長
監査委員事務局の職員	監査委員事務局長	監査委員事務局の職員	監査委員事務局長
企業庁の職員	企業庁長	企業庁の職員	企業庁長
病院事業庁の職員	病院事業庁長	病院事業庁の職員	病院事業庁長
教育委員会事務局の職員および県立学校の教職員なら びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第13 5号）第1条に規定する職員	教育委員会	学校以外の教育機関の職員および県立学校の教職員な らびに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第1 35号）第1条に規定する職員	教育委員会
地方警察職員	警察本部長	地方警察職員	警察本部長